

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

番号	コメントの概要	金融庁の考え方
1	<p>最終指定親会社の場合、現行法令の下では、当該開示事項の届出・縦覧の期限が事業年度終了後それぞれ50日・2ヶ月以内となるが、国際合意上の期限と平仄を合わせ、届出の期限を延長していただけないか。</p>	<p>ご指摘の点については、金融商品取引法施行令（昭和49年政令第321号）及び金融商品取引業者等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）の改正により、開示事項の届出・縦覧の期限をそれぞれ110日・4ヶ月以内とすることで対応させていただいております。</p> <p>（注）上記の政令の改正令（金融商品取引法施行令及び投資信託及び投資法人に関する法律施行令の一部を改正する政令）及び内閣府令の改正令（金融商品取引業等に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令）は、ともに平成26年3月11日に施行されています。</p>